

(案)

朝光苑デイサービスセンター運行管理業務委託契約書

社会福祉法人朝霞地区福祉会（以下「甲」という。）と ○○○○（以下「乙」という。）とは、甲が管理運営する、朝光苑デイサービスセンター（所在地：埼玉県朝霞市青葉台1丁目10番32号）（以下「センター」という。）を利用する者（以下「利用者」という。）の輸送等に関連する運行管理業務（以下「委託業務」）の委託に関し、次のとおり契約を締結する。

(目的)

第1条 甲は、委託業務を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

(契約期間)

第2条 委託の期間は、令和2年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、地方自治法第244条の2に基づく公の施設の管理に係る朝霞市と甲の指定管理期間（平成29年4月1日から令和4年3月31日まで）との関係から、令和4年4月1日以降の当該指定管理において、甲が朝霞市から朝光苑の指定管理者に指定されなかった場合は令和4年3月31日をもって当該契約は解除する。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、翌年度以降において、収入支出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約を解除する場合がある。

3 前項に基づく解除又は変更により乙に損害が生じた場合、第14条に定める期間をもって当該契約を解除又は変更をした場合には、甲はその損害を賠償する責任を負わないものとする。

(契約保証金)

第3条 契約保証金は、免除とする。

(委託業務の実施方法)

第4条 乙は、委託業務を本契約書附属の運行管理業務委託仕様書等の定めるところにより、実施するものとする。

2 乙は、委託業務を行うに当たり、甲の指示又は要請が安全運行上支障があると認めるときは、甲に対し、理由を付してその改善を求めることができる。

(運行車輛)

第5条 甲は、仕様書に定める車輛を、乙に無償で使用させるものとする。

2 乙は、前項により使用する車輛（以下「管理車輛」という。）を、乙の責任において、良好に管理し、使用しなければならない。

3 甲は、乙が、前項により行った燃料の給油及び修理等に係る作業工賃、部品費用については、委託料とは別に実績に応じて支払うものとする。ただし、乙の責に帰する原因によって生じた修理費用、代車費用等は、乙が支払うものとする。

(運行管理責任者の設置)

第6条 乙は、甲との連絡・調整を円滑に行うため、業務従事者の中から、運行管理責任者を定め、甲に通知するものとする。

(運行日)

第7条 運行日は、センター営業日とする。ただし、甲の都合により運行日を変更又は休止する場合には、甲が定める『運行日変更・休止届』にて理由及び日時等の指示を、あらかじめ乙に対して連絡するものとする。

(業務委託料)

第8条 業務委託料は次に掲げる金額とする。

委託金額 金 円
(消費税額及び地方消費税額 円) を含む)

ただし、各会計年度における支払額は、次のとおりとする。

- ・令和2年度 金 円
(消費税額及び地方消費税額 円) を含む)
- ・令和3年度 金 円
(消費税額及び地方消費税額 円) を含む)
- ・令和4年度 金 円
(消費税額及び地方消費税額 円) を含む)

- 2 委託料には、運行管理業務委託仕様書に記載する保険料を含むものとし、乙が加入するものとする。
- 3 第1項の「消費税額及び地方消費税の額」は、業務委託料に110分の10を乗じて得た額とする。なお、この契約の締結後、消費税法及び地方税法の改正等によって消費税及び地方消費税の額に変動が生じた場合は、業務委託料に相当額を加減して支払う。
- 4 甲の了解のもと、運行管理業務委託仕様書に記載する業務時間帯を超えた場合、又は、業務時間帯以外で業務を実施する場合は、時間外料金として15分間当たり、第1項に規定する当該年度の金額を1年間の営業日数(令和2年度296日、令和3年度297日、令和4年度297日)で除して得た金額の16分の1(小数点以下切り捨て)を加算する。

(委託料の支払)

第9条 甲の乙に対する業務委託料の支払いについては、別紙のとおりとする。

- 2 乙は委託業務が完了した月の分を、該当月の翌月10日までに請求書を甲に提出するものとする。甲は、特別の事由がない限り、この請求書を受理・照合後、該当月の翌月末日までに、所定の委託料を乙に支払うものとする。

(安全の確保)

第10条 乙は、この契約による利用者が要介護状態又は要支援状態にある高齢者等であることを十分に理解し、その安全の確保について、万全の注意と必要な措置をするものとする。

(事故の責任)

第11条 乙は、この契約による乙の責任に係わる管理車輛の交通事故等については、乙の責任において処理するものとし、その内容等を速やかに甲及び関係者に報告す

るものとする。

2 乙は、自動車事故等に係る任意保険に加入するものとする。

(委任又は下請けの禁止)

第12条 乙は、甲の承諾を得ないでこの契約に係る業務を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

(権利義務の譲渡禁止)

第13条 乙は、甲の承認を得ないでこの契約に係る権利又は義務を他人に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。

(契約の変更・解除)

第14条 甲または乙が、やむを得ない事情により、契約期間の途中でこの契約の一部を変更しようとするときは、双方、3ヶ月前までに相手方に申し入れて、協議することとする。ただし、次の各号に該当した場合は、甲は、乙に弁明の機会を与えた後、期間を定め、本契約を解除することができる。

(1) 乙がこの契約を履行しないとき。

(2) 乙が不正または違法の行為を行ない、甲が業務の遂行ができないと認めたとき。

(3) 銀行取引を停止されたとき。

(4) 乙が本契約に違反したとき。

(5) 乙が行政官庁の処分を受けたとき。

(6) 甲の弁明期日に乙またはその代理人が出席しなかったとき。

(契約保証)

第15条 何らかの理由により、乙が履行できなくなった場合、甲乙協議の上、乙は甲の業務に支障のないように措置するものとする。

(損害賠償)

第16条 乙は、前条の規定による契約の解除により甲に損害が生じたとき又は、委託業務に関し自己の責に帰すべき事由により甲の管理する車輛、建造物、器物等に損傷を与えたときは、直ちに原状回復を行うとともに、損害賠償が必要とされるときは、損害賠償を行わなければならない。

(過怠金)

第17条 乙において契約の履行不実があったときには、甲は乙に対し委託料を支払う際に、履行不実の程度に応じ、その事実の生じた月分の支払予定額の一部又は全部の金額を過怠金として控除することができる。

(個人情報保護)

第18条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この委託契約による業務の実施に当たっては、本契約書附属の個人情報取扱特記事項に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(乙の業務従事者の損害に対する措置)

第19条 乙は、委託業務の履行に関し生じた乙の委託業務従事者の災害については、

責任をもって措置するものとし、甲の責に帰すべき事由により生じた災害を除き甲は何ら責任を負わない。

(乙の法令上の責任)

第20条 乙は、委託業務従事者に関して、労働基準法等労務関係法令上発生する一切の責任を負わなければならない。

(定めのない事項)

第21条 この契約に定めのない事項については、甲、乙誠意を持って協議し、決定するものとする。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、それぞれ1通を所持する。

令和2年4月1日

甲（委託者） 埼玉県志木市下宗岡1丁目23番1号
社会福祉法人朝霞地区福祉会
理事長 小 関 清 一

乙（受託者）